

議員各位

総合政策部長

下記のとおりお知らせします。

提供年月日

令和7年5月 日

担当部署

総合政策部職員課

担当者名

所属長：吉川 航

連絡先

直通 077-561-2314

内線 2110

夏季休暇の拡大について

夏季における職員の心身のリフレッシュおよび健康増進、家族との時間や地域社会との関わりの促進等を図ることを目的として設けている夏季休暇については、滋賀県が平成16年の県人事委員会勧告を受けて取得日数を拡大したことを皮切りに、県内の他の自治体でも同様の動きが広がっています。

本市においても、地域手当の引下げに伴う職員組合からの要望等を踏まえ、職員のワークライフバランスのさらなる推進やモチベーションの向上、また人材確保のための取組の一環として、近隣市の状況を参考に、令和7年6月1日から以下のとおり制度拡大を行います。

現行

見直し後

取得可能日数

3日

6日



取得可能期間

原則7月から9月まで

6月から10月まで

<参考> 県内自治体の状況

	夏季休暇		
	日数	取得可能期間	備考
滋賀県	6日	6月～10月	
草津市	3日	7月～9月	繁忙期などの事情がある場合は6月～10月
大津市	6日	6月～10月	
栗東市	6日	7月～9月	繁忙期などの事情がある場合は8月～10月
彦根市	5日	6月～10月	
長浜市	5日	6月～10月	
近江八幡市	5日	6月～10月	
守山市	5日	6月～10月	
甲賀市	5日	6月～10月	
野洲市	5日	6月～10月	
湖南市	6日	6月～9月	
高島市	5日	5月～11月	
東近江市	7日	6月～9月	
米原市	5日	6月～10月	

添付資料